

企業価値担保権 施行まで 1 年 認知度は 3 割超に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須

鹿児島県・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025年 4 月)



本件照会先

日比生 秀一(支店長)
帝国データバンク
鹿児島支店
099-223-8208
info.kagoshima@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/06/25

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

鹿児島県内での企業価値担保権の認知度は 30.7%と前回調査(2024 年 9 月)より 5.5 ポイント上昇。ただし、半数以上の企業に認知されていない状況が続いた。活用意向のある企業は 32.7%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「現在の金融機関との関係性」「自己資本」で十分といった理由で活用意向のない企業は 23.8%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

※企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024 年 9 月に実施し今回で 2 回目

調査期間: 2025 年 4 月 16 日～4 月 30 日(インターネット調査)

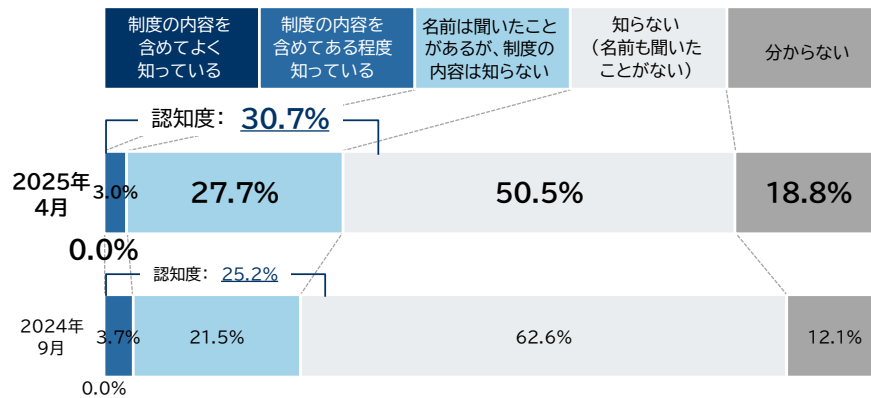
調査対象: 鹿児島県内企業 307 社、有効回答企業数は 101 社

認知度は 30.7%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数超

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 30.7%（前回調査 25.2%）と前回調査より 5.5 ポイント上昇。その内訳は、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 3.0%（同 3.7%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」27.7%（同 21.5%）であった。「制度の内容を含めてよく知っている」企業は前回に引き続き 0.0%となった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 50.5%（同 62.6%）と、前回調査より減少したものの、まだ半数の企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



注1：2025年4月調査の母数は101社、2024年9月調査は107社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

『活用意向あり』企業は約 3 割

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 3.0%（前回調査 7.5%）、「今後検討したい」は 29.7%（同 21.5%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は 32.7%（同 29.0%）だった。前回調査よりやや増加がみられ、企業からは「今後一段の成長を目指すために、企業価値担保権の活用についても検討したい」や「自社の事業性を第三者の目で見ってもらうことになるので、修正や見直しなどを考えるきっかけになる」などの前向きな声が寄せられた。

他方、「活用したいと思わない」は 23.8%（同 23.4%）で、企業間で見解が分かれた。

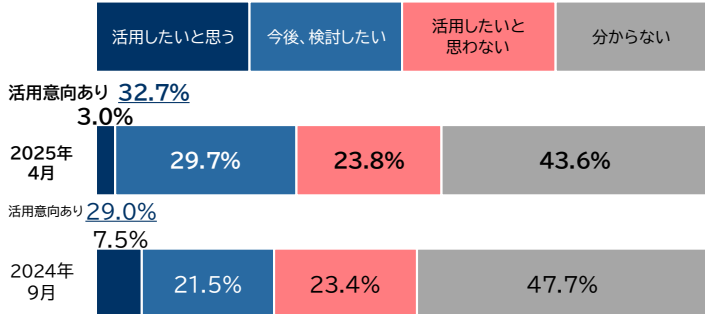
また、「分からない」が 43.6%（同 47.7%）と依然として 4 割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

認知度と活用意向の関係をみると、「制度の内容を含めてある程度知っている」企業では約 3 割の企業で「活用したいと思う」と考えており、内容をよく理解している企業ほど活用意向が高い結果が表れた。

企業価値担保権の活用意向

企業価値担保権の活用意向

(上段:2025 年 4 月、下段:2024 年 9 月)



注1:2025年4月調査の母数は101社、2024年9月調査は107社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

認知度×活用意向(2025 年 4 月)

	活用したいと思う	今後検討したい	活用したいと思わない	分からない	計
制度の内容を含めてある程度知っている	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	0.0%	35.7%	32.1%	32.1%	100.0%
知らない(名前も聞いたことがない)	3.9%	33.3%	23.5%	39.2%	100.0%
分からない	0.0%	10.5%	10.5%	78.9%	100.0%

活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「現在の金融機関との関係性」で十分といった意向も根強い

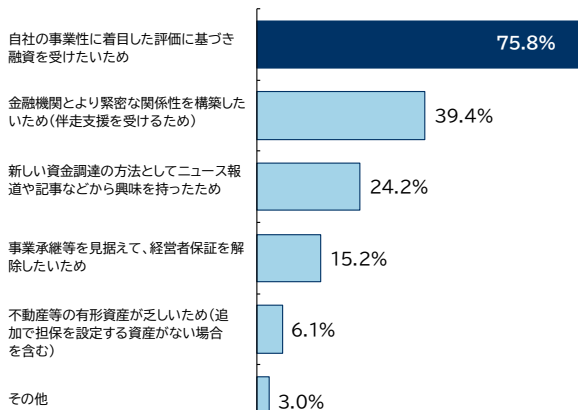
企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 75.8%と突出して高かった。企業からは「担保が少なく実力がある企業にはメリットのある制度だと思う」といった声が聞かれた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、37.5%の企業が「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」と回答。次いで、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が 33.3%と続いた。

企業の声として具体的には、「金融機関への過剰な情報開示が負担」や「企業価値とは曖昧な言葉であり、結局のところ主観に委ねられた価値判断をされるのではないかという疑問がある」などの意見があがった。

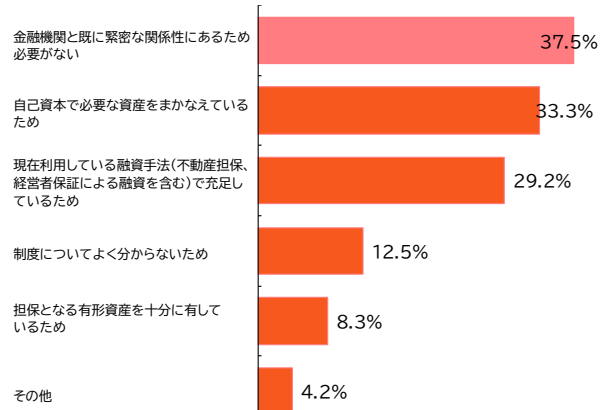
企業価値担保権の活用意向別の理由

企業価値担保権を活用する理由



注:母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業33社

企業価値担保権を活用しない理由



注:母数は、「活用したいと思わない」と回答した企業24社

企業価値担保権、2026 年春施行へ 新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

鹿児島県内企業において、その認知度は上昇基調にあるものの、現状では 30.7%にとどまり、活用意向も約 3 割と限定的である。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多く、県内の企業からは「今後は金融機関が企業の将来性や付加価値を誠実に検討し企業を育てるという関係性を築くことが必要」との声があがった。

一方で、「金融機関と既に綿密な関係性にあるため必要がない」「自己資本で充足」「既存の融資で十分」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。

制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計や全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。

企業価値担保権

企業価値全体を担保に取るという新しい制度で、2024 年 6 月に「企業価値担保権」の創設に向けた新法案「事業性融資の推進等に関する法律案」として成立、新制度開始は 2026 年の見通しである。

企業の持つ技術力やブランド力、将来性といった目に見えない「企業価値」を担保にして融資を受けることができる新しい制度で、不動産などの物的担保を持たない企業でも、事業の成長資金を調達しやすくなるなどのメリットが期待されている。同制度は事業性評価融資を法制化し、不動産などの物的担保や経営者保証に依存した融資慣行を是正しようとする目的もあるとみられる。